騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第３条第１項及び静岡県事務処理の特例に関する条例（平成 11 年静岡県条例第 56 号）別表第１の 20 の２（1）の規定に基づき特定工場等において発生する騒音について規制する地域を１のとおり指定し、同法第４条第１項及び同条例別表第１の 20 の２（4）の規定に基づき特定工場等において発生する騒音の規制基準を２のとおり定める。

１　特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域

別表の区域の欄に掲げる地域及び区域（港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 39 条第１項の規定により定められた分区内の地域及び区域を除く。）

２　特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域の区分	規制基準		
	昼間 （午前８時から午後６時まで）	朝・夕 （午前６時から午前８時まで） （午後６時から午後 10 時まで）	夜間 （午前 10 時から翌日午前６時まで）
第１種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第２種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第３種区域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
第４種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

１　第２種区域、第３種区域又は第４種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第１条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第７条第１項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第１条の５第１項に規定する病院及び第２項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第２条第１項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第５条の３に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から５デシベルを減じた値とする。

２　第１種区域と第３種区域若しくは第４種区域又は第２種区域と第４種区域がその境界線を接している場合における当該第３種区域及び第４種区域の当該境

界線から30メートルの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から５デシベルを減じた値とする。

備考　この表において、第１種区域、第２種区域、第３種区域及び第４種区域は、別表の区域の欄に掲げる区域をいう。

別表

第１種区域	第２種区域	第３種区域	第４種区域
第２種低層住居専用地域 第１種中高層住居専用地域（別図に掲げる区域に限る。）	第１種中高層住居専用地域（別図に掲げる区域を除く。） 第２種中高層住居専用地域 第１種住居地域 第２種住居地域 準住居地域 市街化調整区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	工業地域

備考　第２種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域、第１種住居地域、第２種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域は都市計画法（昭和43年法律第100号）第８条の規定により定められた地域をいい、都市計画区域内の用途地域の定めのない地域は同法第５条の規定により指定された都市計画区域であって同法第８条第１項第１号に規定する用途地域の定めのない地域をいい、市街化調整区域は同法第７条の規定により定められた区域をいう。